

オランダにおける税務上の優位性

本年10月より、新日本監査法人から弊社アーンストアンドヤング・アムステルダム事務所に赴任致しました篠田と申します。赴任後2ヶ月弱ですが、オランダにおける税務上の優位性のうち、特に特徴的と思われる事項についてまとめました。私自身の頭の中の整理を兼ねて概括的にまとめたものでありますので、詳細については私共アーンストアンドヤングまでお問い合わせ下さい。

オランダは古くより貿易立国として栄えた国であることから、今日においてもその伝統を継承すべく、海外から進出しようとする企業にとって有利となるさまざまな税制が完備されてきています。特に、数多くの国々と締結された租税条約網と資本参加免税制度は、経営成果の結実である配当の受渡しにおける税負担を軽減できる点等で非常に有用な制度となっています。

広範な租税条約網及び二重課税排除

オランダは、全世界の70カ国以上と租税条約を締結しています（2004年初現在）。租税条約の目的は国際的な二重課税の排除にあるため、オランダが国際的な投資を強く促進していることが伺えます。

オランダにおける配当源泉税は通常25%ですが、ほとんどの租税条約により支払配当金の源泉徴収税が軽減されています。日蘭租税条約においては、日本の親会社がオランダ法人の発行済株式の25%以上を配当事業年度末まで6ヶ月以上継続して保有している場合、軽減税率5%が適用されます。発行済株式の25%以上を保有していない場合でも、源泉税率15%が適用されます。

また、オランダ法人がEU加盟国内の親会社へ配当をする場合には、配当源泉税は課されません。配当金を受取る会社がEU加盟国において設立されており、当該会社が配当支払会社株式の25%以上を保有している場合は、配当源泉税が免除されます。この25%基準は幾つかのEU加盟国に対しは、2007年まで10%基準へ軽減されています。

なお、オランダでは国内法により利子及びロイヤリティに対する源泉課税はありません。逆に、オランダ法人が日本法人から利子、ロイヤリティを受取る場合は、日本において10%の源泉税が課せられるため、オランダ法人の法人税額から控除することになります。

資本参加免税

オランダ法人が一定の条件を充たす適格保有の株式から得る全ての利益（配当、キャピタルゲイン等）に関し、法人税が免除されます（ただし、法人税率0%が適用される適格投資会社は除かれます）。一定の条件は以下の通りです。

- ① オランダ法人が当該子会社の額面払込資本の最低5%以上を保有していること（5%未満でも、株式の所有又は取得が事業と関連している場合には認められる可能性があります）。
- ② 当該子会社がオランダ適格投資会社でないこと。
- ③ 当該子会社株式を流動資産として保有していないこと。
- ④ 外国子会社の場合には、その居住地国において所得に対し課税されていること（税率の多寡は問わない）、及び、当該外国子会社株式の保有がポートフォリオ投資でないこと。

この資本参加免税制度により、日本の親会社がオランダに持株会社等を設立した場合、当該持株会社が子会社から受取る配当金に対し法人税がかからず、また、上記の租税条約及び二重課税排除ポリシーにより受取配当金の源泉税を軽減又は0%とすることが出来るため、再投資のための資金効率が非常によくなります。

一方、株式売却による損を課税所得から控除することはできません（ただし、子会社の清算損は原則として控除可能とされています）。

上記の他にも、オランダには海外からの投資を誘引するさまざまな制度があります。例えば、柔軟なタックス・ルーリング制度も、会社が特定の事業や取引についての税金の取扱いについて税務当局と事前に合意できるため、税務リスクの軽減を図れます。また、駐在員を対象とした個人所得税の減免措置である30%ルールも、その一つでしょう。次回以降も、引き続き順次まとめていこうと思います。

Ernst & Young JBS
篠田 徹